

役員報酬等に関する規定

公益財団法人大崎企業スポーツ事業研究助成財団

(目的)

第 1 条 この規定は、定款第 31 条但し書の規定に基づき本財団の常勤する理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 本財団に常勤する役員に支給する報酬は、給与として年額で定めるものとし、その額は役員一人当たり 600 万円を上限とし、理事については理事会において、監事については評議員会において決定するものとする。

2 役員給与月額、前項の規定による給与年額を 12 で除して得られる額とする。

3 常勤役員退職にあたっては、その任期に応じて別に定める退職金等を支給することができる。

(給与支給方式及び支給日)

第 3 条 役員給与は、給与月額を毎月、給与支給日（職員給与規定第 4 条に規定する俸給支給日をいう。）に支給する。

(給与の支給方法)

第 4 条 役員給与は、その支給の都度、その額から法令の規定により控除すべき金額を控除した残金を、現金又は当該役員指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

(月の途中で就任した場合等)

第 5 条 新たに役員になった者には、就任日から支給する。

2 役員が辞任又は任期満了により、その職を離れたときは、その日まで給与を支給する。ただし、定款第 29 条第 4 項の規定により、後任者が就任するまでの間その職務を行った場合は、当該後任者の就任した日の前日まで給与を支給する。

3 役員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。

(日割計算)

第 6 条 前条第 1 項又は第 2 項の規定により給与を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、当該月の給与は日割りによって計算する。

(費用)

第 7 条 常勤役員通勤手当は、職員給与規定第 16 条の規定を準用する。

2 役員及び評議員がその職務遂行にあたって負担した費用については、これを

請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては前もって支払うことができる。

(端数計算)

第 8 条 この規定による金額計算結果に単位未満の端数が生じたときは、単位未満を四捨五入するものとする。

(公 表)

第 9 条 本財団は、この規定をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 10 条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則 この規定は、公益財団法人の移行の登記の日から実施する。